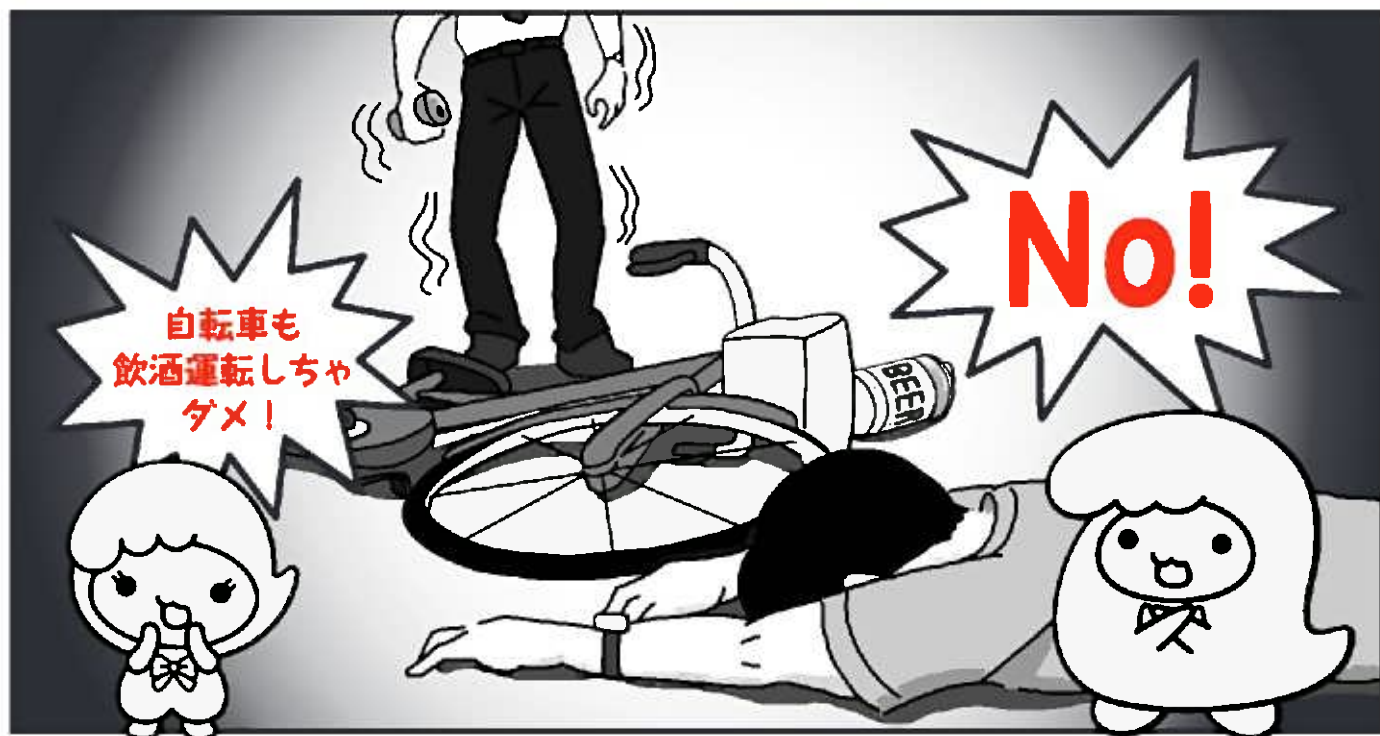


飲酒運転は**犯罪**です



飲酒運転は、車はもちろん、自転車でも重大交通事故に直結する悪質かつ重大な犯罪です。
飲んだら乗らない・乗るなら飲まないを徹底しましょう。

運転者だけでなく、車両の提供者、酒類の提供者、車両の同乗者も処罰の対象です！

お酒を飲んで車両等
(自転車を含む)を運転しては
いけません。



お酒を飲んだ人に
車両等を貸しては
いけません。



【出典】
道路交通法
第65条

車両等の運転者に対し、酒類
を提供したり、飲酒をすすめ
てはいけません。



車両の運転者が酒気を帯びて
いることを知りながら、運転
を依頼して、その車両に同乗
してはいけません。



重大事故が起きています！

令和3年6月、千葉県八街市で小学生の列にトラックが突っ込み、
児童5人が死傷しました。トラックの運転手の呼気からは基準値
を越すアルコールが検出されています。

